手続開始の公示

令和 2 年 12 月 28 日 東日本高速道路株式会社 北海道支社 旭川管理事務所 計良 清隆

下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本業務については、あらかじめ東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)が配布した見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、別添『手続開始公示説明書』に記載のとおり実施します。

記

第1 調達手続の概要

1-1. 契約件名(業務名) 道央自動車道 旭川管理事務所管内施工管理業務

1-2. 契約責任者 NEXCO 東日本 北海道支社 旭川管理事務所長 計良 清隆

1-3. 契約担当部署 NEXCO 東日本 北海道支社 旭川管理事務所 総務

(住 所) 〒070-0000 北海道旭川市字近文 7 線南 1-5766-4

(電話番号) 0166-55-4051

1-4. 競争契約の方法 簡易公募型プロポーザル方式

1-5. 見積の方法持参 … 手続開始公示説明書 8-1、8-2 を参照のこと1-6. 履行保証必要 … 見積者に対する指示書[15]を参照のこと1-7. 契約書の作成必要 … 見積者に対する指示書[16]を参照のこと

1-8. 契約図書

(1) 本件業務委託契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本業務に参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

①手続開始の公示(本書) https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
②標準契約書案 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

③見積者に対する指示書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

④共通仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

⑤特記仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

⑥金抜設計書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
⑦参加表明書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

⑧見積書 上記③見積者に対する指示書様式1

⑨施工管理共同体協定書標準例 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public notice/search service/

⑩施工管理共同体協定書第7条に基づく協定書

https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

⑪施工管理共同体運用基準 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

配布期間 令和2年12月28日(月)~令和3年1月18日(月)

第2 業務概要

2-1. 業務概要

本業務は、旭川管理事務所管内の特定更新等事業(橋梁及び土工)に関する土木施工管理業務を行うものである。

- (1)業務場所 北海道旭川市字近文 7 線南 1-5766-4 (旭川管理事務所内)
- (2)業務内容 ①調査等設計業務に関する補助監督業務
 - ②工事発注準備・積算準備に関する業務
 - ③関係機関等との協議等の業務
- (3)履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

第3 競争参加資格

るものとする。

3-1. 競争参加資格

本業務に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。 なお、参加希望者は、手続開始公示説明書 4-1 に示す「参加表明書」を契約責任者に提出す

- (1) 審査基準日(手続開始公示説明書 4-1 に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。 以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条(入札者に対する指示書[2] を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日において、業種区分「土木施工管理」にかかる『平成31・32年度競争参加資格』を有する者で、かつ、認定されている者であること。施工管理共同体を構成する場合は、同資格の認定を受けている者で構成される施工管理共同体であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO東日本から「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記 2)に示す調査等の受注者、当該調査等の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - 1)「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)またはロ)に該当する者をいう。
 - イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - p) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼 ねている場合における当該業者
 - 2) 調査等の名称及び受注者名
 - 道央自動車道 鱒取川橋床版取替檢討(受注者: 未定)
- (6) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記 2) に示す施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 1)「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 (1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超

える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

- p) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。
- 2) 施工管理業務の請負人
 - ・保全点検業務等の実施に関する年度協定(令和2年度)土木施工管理業務 (株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道)
- (7) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、参加表明書を提出する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

1)資本関係

以下のイ)または中)に該当する二者の場合。

ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- p) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- 2)人的関係

以下のイ)またはロ)に該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- p) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他見積の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1)または 2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 審査基準日において、企業(施工管理共同体の場合は代表者)が平成17年度以降に完了した業務において、次に示す同種業務、類似業務の実績を有すること。

なお、施工管理共同体で参加を希望する場合、施工管理共同体の代表者は同種業務又は類似業務の実績を有していなければならない。

企業	同種業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における施工(調査等)管理業務の実績 ②国道または自動車専用道路における発注者支援業務(工事監督支援業務又は積算技術業務に限る)の実績
	類似業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①国道または自動車専用道路以外の国、地方公共団体 及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関す る法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政 令で定める法人が発注した発注者支援業務(工事監督 支援業務または積算技術業務に限る) ②CM業務 ③PFI事業技術アドバイザリー業務の実績

(9) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、施工管理共同体で参加を希望する者にあたっては、配置予定の管理技術者は施工管

理共同体の代表者に所属する者でなければならない。

1)資格

管理技術者	共通仕様書別紙-1の「管理員Ⅰ」または「管理員Ⅱ」に掲げる資
	格を有している者

2)業務経験

平成17年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の経験を有すること。

0			
管	管理技術者	同種業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における施工(調査等)管理業務の経験 ②国道または自動車専用道路における発注者支援業務(工事監督支援業務又は積算技術業務に限る)の実績
		類似業務	次のいずれかの実績を有すること。 ①国道または自動車専用道路以外の国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人が発注した発注者支援業務(工事監督支援業務または積算技術業務に限る) ②CM業務 ③PFI事業技術アドバイザリー業務の経験